

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【公開番号】特開2001-161716(P2001-161716A)

【公開日】平成13年6月19日(2001.6.19)

【出願番号】特願平11-351040

【国際特許分類】

A 61 C 7/14 (2006.01)

A 61 C 7/28 (2006.01)

【F I】

A 61 C 7/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月22日(2006.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

また、本発明においては、請求項2に記載したように前記板部材がチタン製あるいはチタン合金製であることが好ましく、あるいは請求項3に記載したように前記板部材が全くニッケルを含まないか、あるいはニッケル含有率が1%以下、より好ましくは、ニッケル含有率が0.05%以下のステンレス製であることが好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

そして、本発明によれば、請求項2に記載したように板部材がチタン製またはチタン合金製、あるいは請求項3に記載したように板部材がニッケル含有率が1%以下、より好ましくは、ニッケル含有率が0.05%以下のステンレス製であれば、同種のプラケットやチューブ等の歯列矯正部材のボンディングベースとして使用した場合にニッケルアレルギーの問題が生じない。